

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時
平成31年1月9日（水曜日）
午前10時1分開会、午前11時9分閉会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、
白澤勉委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、千葉担当書記、高井併任書記、久保田併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、遠藤道路計画担当技監
小原副部長兼県土整備企画室長、嵯峨県土整備企画室企画課長、
佐々木県土整備企画室用地課長、佐々木県土整備企画室空港管理課長、
大久保建設技術振興課総括課長、沖野建設技術振興課技術企画指導課長、
田中道路建設課総括課長、白旗道路環境課総括課長、杣技術参事兼河川課総括課長、
佐々木河川課河川開発課長、佐野砂防災課総括課長、山田都市計画課総括課長、
小野寺都市計画課まちづくり課長、阿部下水環境課総括課長、
伊藤建築住宅課総括課長、小野寺建築住宅課住宅課長、野里建築住宅課営繕課長、
照井港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
継続調査（県土整備部関係）
「土砂災害対策の取組について」
- 9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより県土整備部関係の土砂災害対策の取組について調査を行います。調査の進め方

についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いません。

それでは、当局から説明を求めます。

○佐野砂防災課総括課長 土砂災害対策の取組についてと題しまして、当砂防災課から平成30年7月豪雨の土砂災害を踏まえた国の動向等と、岩手県における取り組みについての御説明を申し上げます。なお、資料右下にページ番号を振っております。

1枚おめくりいただきまして2ページをごらんください。平成30年7月豪雨災害の状況についてであります。ここは国土交通省のホームページに掲載されている情報を活用して御説明申し上げます。まずは降雨の状況ですが、平成30年7月5日から九州から東北にかけて、広い範囲で断続的に非常に激しい雨が降り、各地で記録的な豪雨となりました。特に6日の夕方から8日にかけて、広島県を含む11府県で大雨特別警報が発表されました。この降雨により、48時間降雨量は123カ所で、72時間降雨量は119カ所で観測史上第1位の雨量が記録されました。このことは、強い雨が短時間に降ったわけではなく、強い雨がそのまま断続的に長い時間にわたって降り続いたことを示しております。

次に3ページをごらんください。これは、国土交通省が平成30年10月29日時点で取りまとめた平成30年7月豪雨における土砂災害の発生状況になります。写真のとおり、西日本を中心に全国各地で崖崩れや土石流などさまざまな土砂災害が発生しました。左上に発生件数が載っておりますが、全国で2,512件の土砂災害が発生しており、これはここ10年の平均土砂災害発生件数が年間1,100件程度だったことを考えると、この豪雨だけで年間の約2倍以上の土砂災害が発生したことになります。また、土砂災害による死者の数も119名になっており、平成では最大の死者数となっております。

次に、4ページをごらんください。これは、今回の土砂災害と平成の過去の土砂災害を比較したものでございます。右側の表をごらんください。これは平成における土砂災害により多数の死者、行方不明者が発生した気象事例を国土交通省が整理したものです。数値は平成30年9月時点のものとなっております。降雨期間、土砂災害発生件数、死者、行方不明者の数で1番目、被災した都道府県の数で2番目となっております。この表からわかることは、この豪雨災害が平成最大の被害が発生した広域災害であったということです。

災害の特徴として3点挙げられております。一つは、広範囲かつ長時間の降雨により甚大な被害が発生し、平成最大の死者数が出たこと。二つ目は、左下の写真のように、広島県を中心に、まさ土が広範囲に分布する中国地方では、土砂が下流に大量に流れ、河積を阻害した結果、市街地に大量の土砂を伴う氾濫が発生したこと。三つ目は、右下の写真のように、広い範囲で交通網が同時に寸断され、経済、物流にも甚大な影響を及ぼしたことです。

次に、5ページをごらんください。ここからは、平成30年7月豪雨における土砂災害の特徴について御説明します。まず一つは、複数の斜面、溪流から土砂が流出し、被害を及ぼす同時多発的災害であったことです。下に広島県と愛媛県で発生した土砂災害の4枚の

写真がございます。赤い矢印で土石流など土砂流出の位置や方向を示しておりますが、このようにほぼ同時に複数の斜面、溪流から土砂が流出し、被害を及ぼしていることがわかるかと思えます。

次に、6ページをごらんください。もう一つの特徴は、複数の河川において土砂流出による河床の上昇による土砂と水の氾濫が発生し、市街地に土砂が広く堆積し、救助活動や復旧作業の妨げになるとともに、地域の社会経済に影響を及ぼしたことです。左側の上下2枚の写真は、広島県呉市の大屋大川の同じ場所から見た写真です。上の写真が被災前、下の写真が被災後となっておりますが、県道や河川の土砂で厚く埋まっているのがわかるかと思えます。右上の写真は、同じ広島県呉市内の別の場所の土砂洪水氾濫被害の状況です。右下の写真は、広島県坂町の被災状況の写真です。このように市街地に厚く土砂が堆積することにより、県道等が通行どめとなり、住民の生活に大きな影響が出ました。以上が簡単ではありますが、平成30年7月豪雨災害の状況についてであります。

次に、7ページをごらんください。平成30年7月豪雨の災害を受けて、国土交通省では実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会を設置しました。開催の趣旨は、土砂災害警戒区域等の指定による周知、土砂災害警戒情報等を受けた避難勧告等がおおむねなされているにもかかわらず、依然として多数の犠牲者が発生したこと、複数の河川において同時多発的に土砂災害が発生し、発生した土砂が多量の流水により流下し、氾濫することによる被害も発生したことから、避難行動のあり方等について検討がなされました。これまでの委員会において、1、平成30年7月豪雨による土砂災害の検証、2、実効性のある避難を確保するためのハード対策、ソフト対策の連携のあり方、3、実効性のある避難を確保するための土砂災害対策の中間取りまとめ案が検討されてきました。

次に、8ページをごらんください。9月11日に行われた第1回検討委員会では、課題として、避難すべき人が避難できていない、土砂、洪水氾濫により下流の市街地に広範囲に土砂が堆積し、救助活動、復旧活動の妨げになったほか、地域経済、社会にも長期間について影響したことなどが挙げられました。

次に、9ページをごらんください。10月31日に行われた第2回検討委員会では、第1回検討委員会の検討内容を受け、実効性のある避難を確保するために取り組むべき施策の中間取りまとめ案を検討しております。取り組むべき施策としては、防災部局等と連携するところが多くありますが、1、地区防災計画に基づく警戒避難体制の構築、2、土砂災害警戒情報の精度向上等、3、土砂災害警戒区域等の認知度の向上等、4、市町村の防災力向上の支援体制の構築、5、地区防災計画と連携した砂防施設の整備、6、インフラ・ライフライン保全等の強化、土砂、洪水氾濫対策、気候変動への対応等が挙げられています。

取り組むべき施策に対する具体的な内容の一例を挙げますと、右にございますが、例えば1、地区防災計画に基づく警戒避難体制の構築についてであります。地区の住民みずから個別に状況を考慮した地区防災計画等の作成を通し、実効性のある避難体制を構築することなどがあります。また、2、土砂災害警戒情報の精度向上等につきましては、土

砂災害警戒情報の精度向上により、住民の避難を呼びかける市町村長の適時適切な避難勧告発令を支援する。その他取り組むべき施策についても、具体的な内容の実例を挙げております。

次に、10ページをごらんください。ここからは、岩手県における土砂災害対策の取組について御説明します。県内における過去の主な土砂災害として、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震がございます。左上の写真のように、地震による地すべりのため河道が埋まり、下流の一関市街地へ土砂流出が懸念されたこともあり、真ん中の写真のように、河道のつけかえも直轄事業で行っていただいたことを初め、地震による土砂災害の被害が甚大であったことから、右の3枚の写真のように、各箇所におきまして直轄にて緊急に砂防事業を導入していただきました。

次に、11ページをごらんください。直轄事業とあわせ、県では磐井川、産女川におきまして、砂防堰堤各1基を平成20年度から平成22年度にかけて整備しております。このように、国、県が連携して岩手・宮城内陸地震に係る土砂災害対策を速やかに進めてきたところです。

次に、12ページをごらんください。主な過去の土砂災害として、もう一つ、平成28年8月30日の台風第10号がございます。人家等への被害が大きかった30カ所について国庫補助事業を導入しております。災害関連緊急砂防事業を岩泉町で11カ所、宮古市で5カ所、合計16カ所で導入し、平成30年度内の完了を目指して、今工事を実施中です。また、砂防激甚災害対策特別緊急事業を岩泉町で14カ所導入し、2019年度内の完了を目指し、現在設計や用地取得を進めております。右側には、災害関連緊急砂防事業、釜津田沢、そして砂防激甚災害特別緊急事業、松橋川の写真を載せております。

次に、13ページをごらんください。ここからは現状であります。県内において土砂災害危険箇所は約1万4,300カ所ございます。内訳は、土石流危険渓流が約7,200渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が約7,000カ所、地すべり危険箇所が191カ所です。そのうち、保全対象が人家5戸以上または公共施設等がある要整備対象箇所は3,994カ所ございますが、昨年度末で概成した箇所はまだ498カ所にすぎません。下に並べております3枚の写真は、近年概成した箇所を上げております。

次に、14ページをごらんください。土砂災害危険箇所、約1万4,300カ所のうち、平成30年11月末現在で土砂災害防止法に基づき基礎調査結果を公表した箇所は1万161カ所、約71%、土砂災害警戒区域等を指定した箇所は6,153カ所、約43%です。土砂災害警戒区域等のこの指定を行う際には、右側に写真がございますが、このように地域住民に基礎調査結果をもとに土砂災害の危険性や避難の重要性について丁寧に説明し、周知に努めているところでございます。

次に、15ページをごらんください。多くの土砂災害危険箇所がある中、土砂災害から県民の生命を守るため、砂防堰堤等の施設整備を着実に進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備を促進するなど、ハード対策

とソフト施策を適切に組み合わせた効果的な土砂災害対策を推進する必要があります。

取組方針としては、砂防堰堤等を整備するハード対策については、要配慮者利用施設が立地する箇所、避難所、避難路、防災拠点が保全対象となる箇所、岩手山火山噴火により土砂災害が懸念される溪流、近年被災履歴があり、次期降雨等により土砂災害の危険性が高い箇所を優先的に整備しています。また、ソフト施策では、土砂災害危険箇所の基礎調査結果の公表を2019年度までに完了することを目指して進めております。あわせて土砂災害警戒区域等の指定を加速化し、警戒避難体制の早期整備を促進します。

次に、16ページをごらんください。6月の土砂災害防止月間に合わせ、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を展開しています。また要請に応じ、随時出前講座を実施しています。6枚の写真はその状況を写したもので、地元市町の小学校を対象とした砂防堰堤探検隊、警察や消防、要配慮者利用施設の管理者と合同の土砂災害危険箇所パトロール、地元中学校を対象とした出前講座等の写真でございます。

今後とも、土砂災害から県民の生命を守るため、着実に土砂災害対策を進めていきます。以上で説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○白澤勉委員 13ページで土砂災害危険箇所が約1万4,300カ所ある中で、土砂災害対策施設概成の箇所数は500カ所を切る498カ所との状況であります。今後何年ぐらいかけて整備していく見通しなのか、お伺いいたします。

○佐野砂防災害課総括課長 実際には要整備対象箇所として4,000カ所弱でございます。ただ、先ほど説明したように、概成したのはまだ約500カ所、これまで長い年月をかけて約500カ所で、年間2カ所とか3カ所しか概成しておりません。予算の関係もありますので、通常事業であれば毎年2カ所か3カ所が整備の限界かと思っております。ですので、いつまでに全部の整備ができるのかについては、まだ見通しが立たない状況でございます。

○白澤勉委員 やるべき箇所が1万四千何かがしと、本当に膨大な箇所数がある中で、この要整備対象箇所は、ある程度、緊急性とか重要性を選択して整備を進めていこうとの方針と理解しております。ここにも米印で書いていますけれども、要整備対象箇所は保全人家が5戸以上または公共施設整備がある場所とのこと。そのような箇所を年に二、三カ所だけ整備するのであれば、なかなか進まないのではと思いますが、その予算措置も含めて、どのように考えているのか確認します。

○佐野砂防災害課総括課長 要整備対象箇所として3,994カ所あり、その中で公共施設がある箇所は何カ所か実は私どもも押さえきれっておりません。公共施設があるとか、保全人家が5戸以上あって公共性もあるとかの基準があり、3,994カ所がハード整備の対象箇所になります。では、公共施設があればすぐに優先されるかという、集落が多いところもありますし、公共施設の中でも避難所とか病院もあります。それで、いろいろ見比べながら、早期の整備に努めていくこととしています。完了としては年に二、三カ所になってはいますが、実際の事業箇所としては20カ所ぐらい整備しております、例えば砂防堰堤ですと全部

終わらなければなりません。急傾斜地の場合は擁壁が毎年だんだんと延びていき、保全対象の人家を守ることになります。そのように全部終わったのが年間二、三カ所ということでもあります。

ただ、写真で見ていただくように、コンクリートの構造物などは、どうしても予算的にきついものですから、重要な公共施設があるからどんどん整備できるとは当然いかないものと考えています。ハード整備とあわせて、命を守ることが一番大事なことです。まずは住民の皆さんに逃げていただくことが大前提と考えております。そのために土砂災害の土砂法に基づく基礎調査の公表や、警戒区域の指定をあわせて進めていく考えでございます。

○白澤勉委員 国が示している、ある程度かちつとした基準で完璧に整備していくとなれば、年に二、三カ所ずつで、まさに100年、200年以上かけて整備していくようなボリュームになるわけです。東日本大震災津波においても我々はハードによる減災の限界を教訓として学びました。また、ある程度のハード対策も重要な部分ではあり、例えば、以前に、地域の実情に応じた整備を進めることを岩手県として取り組んできているわけですので、土砂災害についても、岩手型の一定レベルの基準でハード整備を進めていく動きもやっぴかないと、なかなか進んでいかないのではと危惧します。そのようなことも調査研究を進めていただく必要があるのではないかと思います。

次に、農林水産部の事業とのすみ分けを確認させていただきたいのですが、土砂災害については国土交通省や県の県土整備部が所管していますが、一方で治山事業とか、農林水産部で行っている山を守る対策とのすみ分けは、どのように整理されていて、地域の安全を確保しようとしているのかお伺いします。

○佐野砂防災課総括課長 土石流が山で起こった場合は、国土交通省の所管でもありますし、また、林野庁の所管でもあります。当然、保安林指定など、いろいろな指定がなされている場所については林野庁の所管になります。このあたりは各省庁のすみ分けがあり、林野庁の場合は事業の対象が山であります。最終的に住民を守ることに同じですので、例えば、砂防や治山の計画があることなどを、毎年一回、県土整備部と農林水産部のほか、国土交通省東北地方整備局や林野庁の関係部署と合同で出し合い、効果的な形で整備を進めようと動いております。

○白澤勉委員 お話がありましたとおり、守られるべき住民目線から見れば、所管が国土交通省であろうが、農林水産省であろうがどうでもよく、余り関係ないことであります。地元を歩いていると、治山事業としてやるべきところと砂防事業でやるべきところのすみ分けは、まだまだ調整すべきところが結構あると思って見ております。少しでも住民の安全確保が図られるように、要整備箇所の解消を加速させるように、研究をお願いしたいと思います。

そして最後に、山から河川に土砂が流入してきて、毎年毎年、河川が土砂で埋まるような場合、県が管理している河川であれば県が土砂を取り除きますが、市町村でも毎年対応

に苦慮しているところが結構あります。原因は山にあるわけですが、河川への流入を抑えるために、抜本的な対策が必要と思いますが、そのことについてどのようにお考えなのかお伺いします。

○佐野砂防災課総括課長 平成30年7月豪雨におきましても、山から土砂がどんどん流出して河川へ流れた結果、市街地に相当の被害を及ぼしたことから、私どもも河川や溪流の上流端で土砂を抑えることが重要だと考えております。今国の検討委員会でもいろいろと考えているところですが、土砂災害対策は下流の住民の生活や生命を守ることが第一ですので、委員がおっしゃったように、もっと簡易的に対策ができないのか、実質的に解決できないのかも含めて、国の動きにあわせていろいろ考えていきたいと思っております。

○白澤勉委員 毎年予算をとって土砂を撤去することに苦慮している市町村もあると聞いております。毎年多額の費用をかけて土砂を取る河川の維持管理も必要ですが、山を抑える、原因となっている部分を抑えるといった対策について、農林水産部と連携しながら県土整備部で抜本的な対策を考えていただきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 今回は、土砂災害について検討したとのことですが、土砂のことばかりに偏ってしまっているのではないかと思います。県内のいろんな河川絡みの災害といえば、過去、十七、八年前でしょうか、軽米町雪谷川の昭和橋が壊れた災害しか覚えていないのですが、雪谷川の上流にゲリラ豪雨があり、1時間当たり130から150ミリメートルぐらいの雨が短時間に集中して降ったものです。河川敷に生えている、直径20から15センチメートルぐらいの針葉樹が根っこから倒れてしまい、雪谷川を流れ下りました。そして、下流にあった昭和橋は、相当古い橋でありまして、橋脚と橋脚の間が狭かった。そこに倒れた針葉樹が横になって流れていき、積み重なってダムのような状況になり、河川の水があふれて、軽米町の半分以上が冠水しました。そして、物すごい量の瓦れきが発生し、東日本大震災津波の瓦れき処理のときは、これはどこかで見た景色だなと思い出しました。

こういうことは軽米町の雪谷川に限らず、県内の河川敷には個人所有の土地があって、そこにいろんな木が茂っていることを考えれば、あり得ることだと思うのです。したがって、こういう災害対策について検討する際は、土砂という入りはいいのですが、河川に絡むものとして、土砂にのみに集中しないで、過去にもあったことですので、土砂以外のいろんな状況も拾い上げて、一緒に研究していくスタンスが必要だと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○佐野砂防災課総括課長 伊藤委員のおっしゃったことはもっともだと思います。今回は砂防の関係で土砂災害をまず頭に出したところですが、しかし、平成11年の10月末だったと認識しておりますが、実際に、軽米町で流木が昭和橋にひっかかって、町なかを氾濫しました。今は町なかを流れる川幅が大体2倍に広がり、新しい橋も全部できています。ほかに、平成28年台風第10号により被災した小本川でも流木被害がありました。平成29年7月九州北部豪雨でもやっぱり流木被害があったということで、河川関係者で平成29年の中小河川プロジェクトにおいて流木対策を行っていますし、また小本川でも今流木対策を行

っております。

あと、ダム関係ですが、平成28年台風第10号の災害時に久慈市の滝ダムでは、洪水でどンドン流木が入っても、そこに水をためたことによって、たしか数千立米の流木を抑えたこともあります。ですから、土砂災害もそうですが、流木にもしっかりと対応していかなければならない課題と認識しております。

○**杣技術参事兼河川課総括課長** 私どもも、軽米町雪谷川の洪水や平成28年台風第10号災害を踏まえまして、立木伐採や河道掘削も進めているところです。また、国においても、今般の西日本豪雨を踏まえまして、防災、減災の国土強靱化3カ年緊急対策がありまして、そういう対策とタイアップしながら、河道内における流木撤去や立木伐採、河道掘削等で流下断面をあらかじめ確保しておくことも大事なので、今後もそのような対策を推進したいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 先ほどの臼澤委員の意見にもかぶりますが、河川管理は県土整備部だが、山は違うという話ではなくて、情報を交換し、共有しながら、どの順番で対策を行っていくかという話を普段からおやりになるのがいいと思うのです。

東日本大震災津波の1年前には、宮古下閉伊地区に大雪が降りまして、山の木がばたばた折れ、岩泉町は停電で孤立してしまいました。株式会社ユアテックが東北各地から2,000人とも3,000人とも言われる応援団を集めて、正月休みもなしに復旧に当たってくれたわけでありまして。この災害は川ではないのですが、電線のそばにある立木が雪で倒れてきたことによるものです。今はこうやって見回しても雪がないですが、このまま春が来るとは思えませんので、必ずしっぺ返しが来たりはしないかと心配しています。春先の大雪は雪が重いものですから、電線が切れるかもしれない。そのようなことを考えますと、自分のテリトリーの中だけで考えるのは県民の幸せのためにならないと思いますので、災害の対策について、皆で情報共有していただき、岩手県民の期待に応えていただきたいと思いますので、終わります。

○**工藤勝博委員** 私からもこの土砂災害対策の取組についてお伺いしたいと思います。昨年、広島市内の宅地に土砂が流入して、大変大きな被害があったわけです。広島市では、2年ぐらい前にも大きな被害があったように記憶しております。なぜそういう宅地が沢山多いといいますか、山の傾斜地に造成されたのか。13ページの下段に山田町の田の浜地区の対策事業が載っていますが、宅地ができてから、ここは危険だと、その周辺の傾斜地を整備するのは、順序が何か逆のような感じがします。なぜこういう宅地造成を認めたのか、また、そこに建物を建てていいよと認めたのかをお聞きしたいと思います。

○**佐野砂防災害課総括課長** 急傾斜地や崖地の対策を行う際には、自然斜面を対象としています。委員がおっしゃったように、県内にそういう場所がないとは言えませんし、津波で移転した方もいますが、どンドン宅地ができて、それが山のそばだから守るというよりは、昔からそこに住んでいた方、特に沿岸は、手前は海で、すぐ後ろは山という平地がない場所も多いことから、そのようなところを中心に、保全人家5戸以上であったり、公共

施設等があるところを重点的に整備しているところです。

なお、山田町田の浜地区については、東日本大震災津波の防災集団移転もあわせまして、宅地開発を行っております。ですから、新たな宅地開発により住民が入って来たので対応するというよりは、もともと住んでいる場所が崖地で危ないので整備しているということです。

○工藤勝博委員 もともとそこに住んでいる方々は、多少の危険をわかっている、そのような状況で暮らしていると思いますが、要整備箇所は約4,000箇所あるという状況です。先ほど臼澤委員が言っていました、年に数カ所しか整備できないのでは、何十年、何百年とかかるわけです。全てを県で整備し、人命を守るのは最大の行政の責任であると思うのですが、危険箇所を回避するような指導もこれから必要になってくるのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

○佐野砂防災課総括課長 臼澤委員、工藤委員がおっしゃったように、ハード整備だけでは当然限界がございます。年間二、三カ所というのはあくまで完成箇所ですから、事業を行っている箇所は十数カ所、20カ所ございます。ただ、ハードだけでは当然終わりません。いろんな技術開発などを行い、今までの事業費でさらに効果的な整備も考えていかなければならないと考えております。それでもまだまだ時間がかかることですから、住民の方々の命を守るため、ソフト施策である土砂災害警戒区域情報の公表や土砂災害危険箇所の基礎調査の公表、警戒区域の指定をまずは進めることとなっています。しかし、警戒区域等を指定しても、実は宅地開発については制限できるものではありませんので、あくまでそこに宅地開発する方々にリスクがあることをわかってもらうためのものになります。リスクをできるだけ早く公表して、皆さんに逃げる方法を考えていただくこと、どうしてもそのことに頼るところが大きいと考えています。

○工藤勝博委員 そのような土砂災害危険箇所の地域に住んでいる方々の地域で、避難勧告などがあった場合に、地域防災が確立していればかなりの効果もあると思うのですが、実態はどうなのでしょう。危険箇所において、自主防災組織みたいな横の連絡がどれだけできているのかお聞きしたいと思います。

○佐野砂防災課総括課長 土砂災害危険箇所に、自主防災組織があるのかまでは把握しておりません。委員がおっしゃったように地区において避難を考えるような共助は大変重要だと考えております。今までは、自助や国、県の機関が助ける公助がありましたが、東日本大震災津波におきまして、地区で助け合う共助が相当重要であると認識されております。そこで、普通ですと防災計画は市町村がやりますけれども、地域のコミュニティー、町内会であったり、集落においても、防災活動の観点から、自発的に地区計画を立てることができることになっています。その地区計画を市町村の防災計画に組み込む形になっております。岩手県内における地区での防災計画は、陸前高田市の長部地区、大槌町の安渡地区、吉里吉里地区などがあり、市町の防災計画に載せたところがございます。また、孤立集落の解消のため、自主防災組織をつくっているところがございますので、地区住民の

方々に対して、土砂災害警戒危険区域指定の説明会や出前講座など、いろいろ地区に行ってお話しする機会に、避難方法など安全に対する意識の高揚を図ることはやはり重要だと考えております。

○**工藤勝博委員** 危険な場所に住んでいる方は、変な表現ですけれども、みずからを守ることにも必要だと思います。毎年のように災害が起きている状況の中では、お互い助け合いながら、気づいたら自主防災組織で動ける形をつくって被害を最小限に抑えることは、速やかにやれる部分だと思いますし、市町村でもこれから力を入れて取り組んでいくだろうと思いますが、ぜひ県でも重点的にそのような指導が必要ではないかと思います。ハードも含めて、ソフトの面でやっていただきたいと思います。

もう一点、資料に岩手山噴火の記述もありますが、八幡平山系の直轄砂防について、国土交通省岩手河川国道事務所から毎年、現地で説明を受けるのですけれども、集中豪雨が連続して起きていると、山体がかなり変化しています。傾斜地の溪流もそうですが、岩手山自体、砂の部分が、大分立木の辺りまでおりてきています。それがいつ、一気に下までおりてくるかと心配しています。国土交通省で毎年、何カ所かずつ整備に当たっていますが、国との連携、あとは、農林水産部の林務との連携、一つの山系、山の範囲でどのようにすみ分けをしているのかをお聞きしたいと思います。

○**佐野砂防災害課総括課長** 岩手山火山の場合は、噴火、噴石、または火山灰がたまって、次に大雨が降ると大きな土石流になることがございます。ですから、岩手山の溪流ごとに、ここは直轄で整備、こちらは岩手県で整備するということで、県では7溪流を整備しております。直轄は、毎年管轄の溪流を整備しておりますし、県でも担当の溪流を順次整備しており、岩手山周辺の泥流対策について進めているところです。

○**工藤勝博委員** 最後に、それぞれ目に見える形で砂防堰堤ができていますけれども、その範囲も徐々に広がり、2年前の大雨のときには堰堤があったおかげで泥流を食い止めた事例も明らかに出てきていますので、計画的に整備を進めて、被害が起きないようにお願いしたいと思います。

○**佐々木茂光委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** ほかになければ、これをもって土砂災害対策の取組について調査を終了いたします。

この際、執行部から（仮称）いわて建設業振興中期プラン（2019年度～2022年度）について発言を求められておりますので、これを許します。

○**大久保建設技術振興課総括課長**（仮称）いわて建設業振興中期プラン（2019年度～2022年度）について、お手元に配付しております資料により説明させていただきます。

まず、1、策定の経緯・趣旨についてですが、建設業を取り巻く環境の変化に対応し、構造改革を推進するため、平成15年度にアクションプログラムを策定して以降、時の情勢の変化を踏まえて見直し策定しているものでございます。現行のプランは、復旧、復興へ

の取り組みを進めるとともに、災害時緊急対応や除雪、維持管理などの役割を担う、地域から期待される建設企業が存続できる環境づくりを趣旨としております。次期プランは、建設業の総合対策として策定するもので、今後復旧復興事業の進捗に伴い、建設投資額が減少することなどを見据えながら、建設企業が目指すべき姿を明らかにし、その実現のために取り組む内容を示すものです。参考に、プラン等の変遷として、これまでのプラン等を記載しております。

次に、2、スケジュールについてですが、昨年7月に建設業地域懇談会を開催して以降、次期プラン検討委員会の開催などを行いながら、ここにお示しする日程で進めており、本年3月の策定を目指しております。

次に、3、パブリックコメントについてです。現在次期プランの骨子（案）についてパブリックコメントを実施中でありまして、今月の24日まで県民からの意見を募集しております。

本日は、この骨子（案）について説明させていただきます。右上に資料1と記載してあるA3横長の資料をごらんください。こちらには、骨子（案）全体の項目案について一覧にしてお示ししております。左上の1、はじめにから右下の8、プランの改訂までの八つの項目とし、各項目を構成する事項を括弧書き数字で、そして各事項に記載する内容を丸数字でお示ししております。

骨子（案）の記載事項については、資料2、骨子（案）により説明させていただきます。まず、1、はじめにについてですが、(1)、趣旨に現行と次期プランの策定背景などを記載しております。主な趣旨を御紹介いたしますが、二つ目のポツに、復旧、復興は着実に進んでおり、建設業の経営基盤強化への支援等によりまして、県内建設業の経営は改善してきていること。四つ目のポツ、本プランの期間中に復旧、復興への取り組みが終了を迎え、現行プランの期間内に比べ建設投資額は減少すると見込んでいることなどを記載しております。

(2)、期間ですが、今までのプランと同様の5年間としております。

(3)、推進の考え方についてですが、本プランでは、建設企業が地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、建設業の目指すべき姿について、県、建設企業、建設業団体が共通の認識を持ち、その実現に向けた取り組みをともに展開していくこととしております。また、取り組みを展開する上で、具体的な目標について設定しておりますが、現行のプランにはないものでございます。

次に2ページをごらんください。2、県内建設業を取り巻く情勢と課題についてですが、(1)、建設業を取り巻く情勢と、次に説明する4ページの(2)、課題から構成しております。(1)の情勢には、現行プラン策定後の主な変化として、①、県内建設業の現状から⑥、その他の建設業に関する情勢までの六つの内容を記載しております。その主な記載内容を説明いたしますが、①のア、建設投資額の推移と建設業許可業者数の欄にある図をごらん願います。県内の投資額について、公共投資を青、民間投資を赤で棒グラフによりお

示しておりますが、平成27年度をピークに復旧復興事業の進捗に伴って減少しております。また、県内の建設業許可業者数について、緑色の折れ線グラフによりお示しておりますが、平成12年度をピークに徐々に減少し、近年はほぼ横ばいで推移しております。

次に、ウ、建設企業の経営状況の欄にある図をごらんください。こちらは、総資本経常利益率の推移をあらわした図ですが、東日本建設業保証株式会社の資料をもとに作成しております。図の右側に米印で記載しておりますが、総資本経常利益率は企業の収益力を総合的にあらわす最も重要な比率であります。青線が県内建設企業のデータ、赤線が東北地区平均、緑線が東日本23都県の平均でございますが、県内建設企業の総資本経常利益率は平成23年度にマイナスからプラスに転じ、平成29年度には6.29%となっております。このほか、県内建設業を取り巻く情勢には、3ページの②から4ページの⑥の内容により整理し、記載しております。

次に、4ページをごらん願います。(2)、課題についてですが、建設業を取り巻く情勢等から、今後特に対応が求められる課題について整理し、記載しております。まず、①、建設投資額の確保が必要であること。②、建設業就業者の高齢化と担い手確保への対応が必要であること。③、復旧復興工事等の着実な推進と大規模自然災害時への対応が必要であること。④、生産性の向上等の取組による働き方改革の実現が必要であること。最後に、⑤、増加するインフラ維持管理等への対応が必要であることの五つの課題に整理し、記載しております。

次に、5ページをごらんください。3、県民が地域の建設企業に期待する役割についてですが、期待する役割として大きく五つに大別しております。中ほどの表の水色部分に示しておりますが、左から良質な社会資本の整備、復旧復興工事、社会資本の維持管理、災害時緊急対応、良質な民間建設サービス、地域経済や雇用の役割に分けております。さらに、この五つの役割ごとの具体的役割と共通する役割について記載しております。赤字の役割は、特に重要と考える建設企業の今日的役割でございます。

次に、4、地域の建設企業が目指すべき姿についてです。キャッチフレーズ的に、県民の豊かで安全・安心な暮らしを創り、守る、県民の幸福追求をしっかりと支える建設企業として掲げております。

次に、6ページをごらんください。5、目指すべき姿を実現していくための四つの施策についてですが、地域の建設企業が期待される役割を果たし、目指すべき姿を実現するための施策として四つに整理し、図にお示しております。まず、1、安定的な経営環境の確立、2、技術力や生産性の向上、3、働き方改革の実現や担い手の確保・育成、4、適切な施工の確保やコンプライアンスの確立、以上の四つです。これらの施策の効果は、相互に影響を与えるものとなっております。

次に、7ページをごらんください。6、施策の実現に向けた取組についてですが、四つの施策の実現に向けた取り組みは、12の重点項目に体系化し、県や建設企業・団体が連携、協力、役割分担の上、具体的な取り組みを展開していくこととしております。なお、前回

のプランの取り組み結果を検証した結果、全体として継続的な実施としておりますが、必要に応じて見直し、改善を図った上で継続します。

12の重点項目に体系化した具体的な取り組み内容について、県の取り組みと建設企業や建設業団体の取り組みを分けて整理し、7ページから8ページに表にして示しております。取り組みの詳細についての説明は割愛させていただきますが、県の具体的な取り組み内容のうち、青字でお示ししてあるものは、新規や拡充の取り組みとなっております。

次に、9ページをごらんください。7、取組の具体的目標についてですが、建設企業が期待される役割を継続的に果たし、目指すべき姿を実現していくためには、経営の安定化や働き方改革の実現が重要で、また大規模自然災害が頻発している中では、県内に災害対応空白地域が発生してしまうことも避けなければならないことから、持続可能な開発目標の考え方も取り入れて、本プランの期間において三つの目標を設定しました。まず、経営の安定化です。建設業の経営の安定化のための目標として、自己資本比率が東北平均を上回ることを目指します。さきにお示したとおり、県内の建設企業の総資本経常利益率は改善しておりますが、健全性を示す自己資本比率ははまだ東北平均を下回っております。次に、働き方改革の着実な実現です。若年者等の人材確保に向けた就労環境改善のため、建設業の年間休日日数を増加させるのを目指します。そして、災害対応空白地域の発生防止です。災害発生時における地域防災力維持のため、災害協定に基づき対応できる建設企業が各市町村に存在することを堅持するよう目指します。

最後になりますが、8、プランの改訂についてです。外部環境に大きな変化があった場合等は、必要に応じて計画期間内にプランの見直しを行うこととしております。

以上で、(仮称)いわて建設業振興中期プラン骨子(案)に関する説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 この(仮称)いわて建設業振興中期プラン、私も以前は建設業だったので、その立場から言わせてもらいますが、このプランではナイフとフォークはあるけれども、メインディッシュが載っていない。つまり数字が見えない。ルールはしっかり書いていますが、何をどうやる、総工費はいくらでこの分野はいくらでという予算が全然見えませんので、建設業の連中がこれを真剣に見るとは思えません。もっと具体的なものが入って、こういう分野にはこういう予算を確保して、こういう仕事をここ何年のうちに実施していきますということであれば一生懸命見るとは思いますけれども、これではちょっと、建設産業界のみんなが期待を持って読んでくれるとは、私は思えません。やはりもう少し具体的に、どの分野のどういうところにどのように金額的に取り組むのかまで、概算であっても明らかにしていただければ、本当に自分のためと思って読んでもらえるものと思いますが、これではちょっと弱いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○八重樫県土整備部長 資料2の4ページ、(2)の課題の1番目に、建設投資額の確保の項目を掲げさせていただいているところであります。1番目として、建設企業がちゃんと力をつけて仕事を果たしていくためには、建設投資額の確保が大前提だということを課

題に挙げさせていただいているところです。ただ、この課題に対する対応として、現在は具体的なしたためがないところですが、今回御説明した骨子は、これから広く意見を頂戴しながら、加除修正等を行ってまいりたいと考えております。

伊藤委員からお話のあった具体的な事業の将来像については、この計画のプランの趣旨とはまた違ったところで、社会資本である道路ですとか、河川ですとか、それぞれの整備をこれからどうしていくのかを別途考えて、いろいろな機会に御説明していく必要があろうと考えております。これは、あくまで県内の建設業が、県民の要望する仕事を健全に県民にもたらししていくシステムをこれからも続けていくため、今年で終わる計画に引き続き新たな計画に取り組んでほしいとの趣旨でございます。

ただし、事業のこれからの進め方の観点から申しますと、先ほどの課題を解決するために、現在、平成31年度の予算要求調整基準におきまして、公共事業費は前年度に対して、一般財源ベースで、1.05のプラスシーリングということで、今県の中で調整をしているところでございます。震災対応予算が減少していくことは書き込んでおりますが、それ以後も公共事業を計画的に進めていくために必要な予算を確保していくことを狙いとするものであります。

また、今般公表された国の来年度予算の中でも、公共事業費は15%程度伸びている状況がございます。県としても、こういった状況を踏まえて、国の予算、国庫を活用した事業費の確保にもぜひ努めてまいりたいと考えております。また県の中期財政見通しについても、これから2月定例会においてお示ししたいと考えており、これらを踏まえて、これからの建設投資の規模といった観点からの記載も、このプランの中に盛り込んでいきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 総務部が一昨年に出しました岩手県国土強靱化地域計画によりますと、30年にわたる計画で、最初の10年が8,000億円、次の10年が8,000億円、そして30年目も8,000億円、トータル2兆4,000億円の計画をいち早く打ち出したとのこと。これとの絡みというのはどのようになっているのでしょうか。総務部は総務部、県土整備部は県土整備部というわけではないと思うのですがいかがでしょうか。

○大久保建設技術振興課総括課長 資料2、プラン骨子(案)の3ページの下に岩手県国土強靱化地域計画を示しております。岩手県国土強靱化地域計画の中で事業費が示されてあったとのことでしたが、事業費を示しておりますのは、4ページの上、岩手県公共施設等総合管理計画の中で10年間の計画を示しております。これは県全体の計画で、総務部が策定したものでございます。もちろん県土整備部等の公共施設の原価等を確認しております。このような計画に基づいて調整が進められることとなります。それを前提にして、建設業としてどうあるべきかをこのプランの中でまとめており、関連性を持たせたプランとしております。

○柳村岩見委員 阪神・淡路大震災の復興後、建設業がばたばたと倒産した話をさせていただいたことがありました。実は、東日本大震災津波からの復旧、復興における建設業の

胃袋の大きくなり方が尋常ではないのです。この胃袋は復興後に急には小さくならないのです。腹が減って、腹が減って、大変なのです。従業員の人数をふやし、機材をふやしていますから、当然そうなります。こういう計画について、当然このような書き方になろうと存じます。ただし、説明では下手に期待感を持たせてはいけません。約束できないのです。毎年、建設業者が腹いっぱい工事量を発注することはできないのです。できない以上、それは約束しないのです。間違いなく厳しいということをはっきり伝えてください。ただ、求められるのは、何かあったときに役に立つ建設業、中核建設業は残すとおっしゃるのです、皆さん。そのとおりですよ。そうでなければ、後々何かあったときに困りますもの。ただ、そのつじつまは、経済行為としては全く成立しないのです。発注ということと腹いっぱい、適正に仕事をして近代化を図っていく。例えば若者が働きやすいように、ほかの人も働きやすいように、働き方改革が欲しい。ITを入れる。IoT、AIとか、いろんなことをやっていくといっても、仕事がなければできないのです。仕事を通してそういう技術を学んでいく、執行していくということなのです。余り約束なさらないほうがいいですよ、本当に。大変なのです。これは答弁のしようがないのだ。以上。

○大久保建設技術振興課総括課長 柳村委員から、震災時の例を具体的に挙げていただきまして、建設業の将来についての御見解がございましたが、まさにそのとおりです。我々もそういう認識に立って、建設事業の振興策を建設業者に寄り添いながら策定してまいりたいと思いますので、皆様方も御支援をよろしくをお願いします。

○小野寺好委員 いただいた資料の冒頭のところに、平成15年度に建設業振興緊急アクションプログラムがありますが、このとき、たしか冊子をつくって業者に配ったと思うのですけれども、そのときの中身と業者の反応について何か検証したかどうか、もしわかれば教えてください。

○大久保建設技術振興課総括課長 お手元に配付しました資料では、建設業振興緊急アクションプログラムを平成15年に策定しております。平成5年あたりから、計画ではなく建設業振興指針という形で、どう取り組むべきか、取り組み方について示しておりました。配付した資料2、2ページの上の建設投資額の推移のグラフを見ていただきたいのですが、アクションプログラムを出した時点は、今後事業費がどんどん減っていくこと、そのときの建設業許可業者数では多いという前提でつくっております。ですので、その時点から許可業者数がどんどん減っていくためのプログラムという扱いだっただけですけれども、この実績を見てわかりますとおり、事業費が減っても許可業者数はさほど減りません。経営を工夫することでうまく乗り切っていたものと思います。ですので、今度のプランにつきましては、我々から建設企業が減るとか、減らすとか、そういった視点ではなくて、どう乗り切っていくかの視点で考えていきたいと思います。前回のプランは、あくまでも業者が減ることを前提にした内容でした。

○小野寺好委員 県土整備部でつくったパンフレットは、建設重機を使って、芋をつくりましょう、トマトをつくりましょう、他産業に進出しましょう、それで生き延びてくださ

いねという内容でした。そういった呼びかけに対して、建設業者がどう応じたのかの総括をお聞きしたかったのです。確かに業者数は減っていないけれども、柳村委員が言ったとおり、重機を手放す、人をどんどん減らすといった状況で、大雪が降っても除雪もままならなくなってしまったといった実態があったわけです。だから、あのときの反省はどうだったのか。

今業者が一番心配しているのは、震災復興の仕事のために結構グレーダーを買ったりとか、ダンプカーを新しく買ったりしていますけれども、この先どうなるのだろうと。そこで、今後の方針として、例えば山奥まで立派な道路をつくることは、恐らくないので、むしろインフラのメンテナンスで毎年このくらいの仕事がありますなどといった方向性をある程度示してあげるのが必要ではないか。過去の例に鑑みて今後のことをお聞きしたかったわけですが、大丈夫ですか。

○大久保建設技術振興課総括課長 先ほど委員から、アクションプログラムを策定した時点では、転業とか新分野への進出について県の後押しがあったが、どういう成果だったのだろうとの御質問がございましたが、好事例として、新分野へ進出した企業に対して、毎年表彰を行っております。その表彰数を示しますと、平成17年ごろが15社、平成18年が38社なのですが、東日本大震災津波を契機としまして平成23年には6社、平成25年から今年度までは数社の状況でございます。

お察しのとおり、現在では震災復興の仕事で忙しいので、建設業の本業に重点が置かれています。ただ、中には、この先を見据えて新しい産業に進出している方たちもおります。これまでの状況を検証した結果、東日本大震災津波以降は新分野への進出はかなり少ないのですけれども、今後は新分野への進出などもしっかり残して、選択肢として県も後押しできるように何か取り組みをしたいと考えおり、そのような方針で今回のアクションプランを策定しております。

○白澤勉委員 今回の中期プランの狙い、目的は、多分、復興事業が今後減っていくことを踏まえて、何らかの警鐘を鳴らそうということかと思っております。増田知事の中には、建設業界に公共事業依存体質から民間事業依存にある程度シフトしていかなければいけないことを示す狙いもあって、アクションプランを策定した経緯があると認識しておりますが、今回のプランの狙いを改めて確認したいと思います。また、今後4年間のプランということで、先ほども伊藤委員や柳村委員からいろいろ御意見がありましたけれども、一定規模の事業量の必要性をどのレベルで認識されているのか確認させていただきたいと思っております。具体的に言えば、2ページに平成2年からの公共投資、民間投資も含めた建設投資額の推移が記載されていますが、どの水準を確保しようという思いをお持ちになっているのかお伺いいたします。

○大久保建設技術振興課総括課長 委員からのお話のありました一定規模の事業費を確保するというイメージですけれども、東日本大震災津波の際、災害時には建設業者が物すごく力になることを県民もわかったと思っておりますが、今回の目標に掲げている災害対応空白

地域の発生防止は、最近頻発しています自然災害に対応できる業者が身近にいる、そういった頼れる建設企業がいつもそばにいる状況を想定しています。そのためには、対応する人も抱えないといけませんし、重機もなければいけない。さらにその先には、それを維持するために、民間事業費でもいいのですけれども、一定規模の公共事業で、安定的な経営を確保するための事業費が必要だとイメージしております。

そして、平成30年度以降、どれぐらいの規模を想定しているかとの御質問でしたが、建設業振興の考えから、東日本大震災津波以前の規模までは確保していきたいと考えております。地域懇談会で建設業界と意見交換を行った中でも、復興事業が終わって、東日本大震災津波以前よりも公共事業費が下がるのは少しきついの話も言われておりますので、東日本大震災津波以前の規模を目指せればと考えています。

○八重樫県土整備部長 建設業の推進について、執行部として明確にお示しする数字はございませんが、大久保建設技術振興課総括課長が申し上げましたとおり、資料2の2ページのグラフ、平成23年度の青い棒グラフが東日本大震災津波の発生直前直後であります。その前、平成22年度と平成21年度の青い棒グラフが平成23年度よりも少し高い。平成24年度からは復興事業が入ってきて、青い棒グラフが伸びている状況となります。平成23年度はあくまで特異的に落ちている時期で、平成22年度以前の水準が一つの目のつけどころで、一つ考える対象にはなるかと思いますが、具体的な目標値については、これからいろいろと検討させていただきたいと思っております。

○白澤勉委員 確認ですが、この一定規模とは公共投資のみを言っているのか、民間投資を含めた、棒グラフの青と赤を含めたことを言っているのかをお聞きます。

東日本大震災津波災前の水準は、大分ギアをチェンジして、要は、公共事業費を半分までどんどん落としてきた状況でした。資料の青い棒グラフですね。平成2年ころは、民間投資も多くて、県内の建設投資額の約半分とか、あるいは4割は民間投資で支えていたわけです。私の認識では、比率的には6対4ぐらいのところ、公共投資と民間投資でバランスをとって県内の仕事が回っていたと思っております。不景気もあるのですが、建設業を支えるボリュームとして、民間投資額が非常に下がって2割ぐらいまで落ちました。現在の復興事業も含む資料の棒グラフの中でも、民間投資のシェアが7割ちょっとで、公共投資が支えているという事実に対し、今後、復興事業がある程度取れんしてきたときに、民間投資、それこそILC誘致とか、県土整備委員会ですから、ある程度公共投資の話に集約すると思っておりますが、大きな民間プロジェクトも含めた誘致も必要になってくるということです。建設業対策として、部局横断でやっている部分もあるでしょうから、関係部局も交えて、県内のボリューム感をどのように確保していくのか、これをまずしっかりと考えていっていただきたいのが一つです。

そして、建設業者数は減りません。それはなぜかといえば、従業員がリストラされて会社を離れたときに、自分で生きていくためのすべは何かといえば、やはり技術を持っているから、自分自身が建設業者として登録して仕事を確保しようとするためです。建設業者

の頭数は減りませんので、競争も非常に激化することで、工事の品質が落ちることとか、いろいろな弊害も出てくる心配があります。その対策を考えていただきたいのですが、御認識をお伺いしたいと思います。

○大久保建設技術振興課総括課長 建設業振興の観点から事業費といった場合は、公共、民間合わせた規模だと考えております。

岩手県の場合は、公共依存体質がちょっと強いという地域特性を持っていることも認識しております。そのような状況も踏まえてプランを策定しております。

また、工事品質の低下についてですが、競争が激化してきますと、低入札等が発生して、少ない予算で発注者から求められる目的物をつくるときに品質の低下が考えられます。今回のプランの中では、建設業者の役割のところに示しておりますが、ものづくりに当たる建設企業がちゃんと品質確保についても求められている役割なのだと認識を持った上で取り組んでほしいといった内容を盛り込んでおります。

○白澤勉委員 ぜひ県土整備部から強いメッセージを発信していただきたいとの趣旨で、私はあえて質問させていただいております。公共投資も含めて建設投資額が下がっていきたくらうと見込まれる中で、平成22年度の水準が本当に望ましい水準なのかといったことを、県庁内やいろいろな産業界の人たちとも大いに議論していただきたいと思いません。平成が終わり、未来に向けた投資、社会インフラを整備していくというさまざまな時代のニーズがあるわけですから、何のために県土整備部があって、何をやらなければいけないのかといった、未来のインフラ整備に向けてのメッセージの発信なり、ディスカッションをしていただきたいと思っております。

○八重樫県土整備部長 社会資本のこれから整備すべき箇所については、委員の皆様や住民からも、要望としていろいろ案件をいただいておりますことから、岩手県の社会資本整備がここで終わったという認識は全くございません。さらに、でき上がっているインフラストックの健全な維持管理を行っていかなければ、県民の皆様の社会経済活動や、安全・安心な生活が保てないという命題のもとに持って仕事を進めていく覚悟でございます。

実際に現場で仕事をしていただくためには地域の建設業の力が必要であり、その認識で、このプランを今検討しているところでありますが、肝心の予算確保の意味で、適正水準、あるいは目標水準はいかにあるべきかについては、平成2年度以降、バブルの崩壊やリーマンショックなどいろいろな経済情勢の変化があり、そういった時事の事象によりまして国や県の予算自体が影響を受けていることもあります。県土整備部として財布を確保しているわけではなくて、財源は県民の皆様の税金であり、経済情勢に左右されるものであることを覚悟しながら、目指すべき県土の整備の姿と、その都度、県で措置できる財政の調整を鋭意図りながら進めていきたいと考えております。

○白澤勉委員 生産性向上に向けた仕組みづくりに向けて、公共だけでなく民間も含めて、取り組みを進めていただきたいと思っております。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。